

令和6年6月農業委員会定例会議事録

日時	令和6年6月20日（木）午後1時30分～午後2時38分
場所	さぬき市役所3階301・302 議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について（会長提出議案第1～9号）
日程第3	非農地証明願いについて（会長提出議案第10～14号）
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について（会長提出議案第15号）
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について（会長提出議案第16号）
日程第6	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第17号）
日程第7	農業振興地域整備計画変更の答申について（会長提出議案第18～23号）
日程第8	その他
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 林 文夫 9 藤井 修 10 檜村浩二 11 十川隆行 12 寒川孝志 13 戸田修治 14 長田禎二 15 細川和美 17 芳竹和政（会長）
欠席委員	16 岩澤佳宣（会長職務代理者）
事務局	蓮井敏彦事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	西淵健一農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし

議長（会長）

事務局の報告が終了致しました。

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第9号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局

今月の3条の案件は9件ございまして、面積にして12,533㎡の32筆です。

それでは、個別の案件についてご説明させていただきます。議案書1ページからでございます。

会長提出議案第1号について、ご説明させていただきます。地区番号1、受付年月日、令和6年5月31日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに畑、地積239㎡。譲渡人の申請事由、経営縮小、譲受人の申請事由は、現在経営する農地がないため新規就農としています。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0㎡、受人従事数は1人です。資料と致しましては1ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●の北西約120mに位置しております。譲受人は申請地付近の●●●●●●●●で、申請地においては野菜を作付し、管理していく旨の申請です。

続いて、会長提出議案第2号について、ご説明させていただきます。地区番号2、受付年月日、令和6年5月31日。譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●他1筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計365㎡。譲渡人の申請事由は経営縮小、譲受人の申請事由は、現在経営する農地がないため新規就農としています。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0㎡、受人従事数は1人です。資料と致しましては2ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北約560mに位置しております。申請地の南側に隣接する宅地が譲受人の実家になりまして、その宅地の庭木から農地への落葉があることや農地に日影ができてしまうということで、農地の所有権を取得して、野菜畑としてこれから管理していくという旨の申請です。

会長提出議案第3号について、ご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和6年5月31日。譲渡人、●●●●●、●●●●●●●●●●●●●●様持分2分の1、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●様持分2分の1、譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積186㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は709㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては3ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●の東約450mに位置しております。譲受人は申請地付近にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林文夫委員

16日の日曜日に3人で見に行ってきました。樹木というんですか、果樹を植えておりますので、特に問題はないと思います。どうぞよろしくお願いします。

大塚ノブ子委員

第4号議案についてご報告致します。私たち6月15日に現地確認を行いました。お兄さんから妹さんへの贈与ということで、田んぼはきれいに整地されておりました。1枚だけ真ん中の畑、ここはお花を植えたりお野菜が植わっておりました。私たち、よいのではないかと認めることにしました。よろしくご審議お願い致します。

第5号議案についてご報告致します。これも同じ日、6月15日に現地確認を行いました。●●の●●さんですけれども、資料の1番、2番の●●●●●●、●●●●●●の●は果樹園としてイチジクとか柑橘類が植わっておりました。●●●●●●番●、●●●●●●番の2枚の田は周りをくいで囲って、草は短いので管理はしていたんだろーと思います。私たち、よいのではないかと認めることにしました。よろしくご審議お願い致します。

第6号議案についてご報告致します。これも同じ6月15日に私たち現地確認を行いました。これはお父さんから息子さんへの贈与です。●●●さんという人は、すごい几帳面なんでしょうね、田んぼを見たら性格が分かるんです。●●●の●、●●●、●●●、この3枚は家庭菜園としてお野菜、お花などを植えておりました。ものすごくきちんと整地されておりました。それで、あとの●●●番地は柿とか柑橘類が植わって、果樹園として整地されておりました。あとの3枚はトラクターできれいに整地されておりました。私たち、よろしいのではないかと判断致しました。よろしくご審議お願い致します。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員

7号議案でございますが、昨日、全員で見えてまいりました。事務局の説明どおりです。よろしいかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員

8号議案についても9号議案についてもきちんと整備されておまして、もう特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第9号につきまして、質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、それでは、議案第1号から第9号につきましてお諮りします。議案第1号から第9号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号から第9号を原案のとおり認めることと致します。
日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第10号から第14号を議題とし、一括上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、非農地証明願いについてご説明致します。議案書の4ページをお開きください。今回の非農地証明案件は5件ございます。対象農地は7筆で、合計面積が2,958㎡です。

それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第10号、地区番号3、受付年月日、令和6年5月31日。
申請人、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●●です。台帳地目畑、現況地目山林、地積940㎡です。申請理由は、昭和60年頃から35年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料10ページ、11ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●から南約370mに位置しております。平成21年に相続により申請地を取得しております。申請地は親の介護により耕作ができなくなり、昭和60年頃から耕作放棄となり山林化しました。位置図及び写真方向図は資料10ページ左側、現況写真は資料11ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第11号、地区番号3、受付年月日、令和6年5月31日。
申請人、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目道路、地積135㎡です。申請理由は、耕作道として利用しているためです。お手元の資料12ページ、13ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●から南西約770mに位置しております。令和5年に相続により申請地を取得しております。申請地は国土調査以前の田、●●●●●番●の耕作道として利用していましたが、拡張した耕作道の一部が田の一部であることが判明したため、分筆をして申請することにしたものです。位置図は資料12ページ、写真方向図は資料13ページ左側、現況写真は資料13ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第12号、地区番号3、受付年月日、令和6年5月31日。
申請人、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番他2筆です。台帳地目、全筆畑、現況地目、全筆山林、地積合計1,623㎡です。申請理由は、平成5年頃から30年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料14ページ、15ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●から北西約330mに位

置しております。昭和63年に遺贈により申請地を取得しております。遺贈で農地取得後は耕作を行っていましたが、高齢により平成5年頃から耕作ができなくなり、山林化しました。位置図及び写真方向図は資料14ページ、現況写真は資料15ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第13号、地区番号5、受付年月日、令和6年5月31日。申請人、●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番です。台帳地目畑、現況地目雑種地、地積171㎡です。申請理由は、農業具・農業用資材置場として使用しているためです。お手元の資料16ページ、17ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●●、●●●●●●●●●●から北東約750mに位置しております。平成22年に相続により申請地を取得しております。東側隣地に電柱を設置する際に更地に造成し、工事後に農機具・農業用資材置場と利用することとなりました。位置図及び写真方向図は資料16ページ、現況写真は資料17ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第14号、地区番号5、受付年月日、令和6年5月31日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目雑種地、地積89㎡です。申請理由は、狭小農地で耕作不能な農地であるためです。お手元の資料18ページ、19ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●●、●●●●●●●●●●から南西約770mに位置しております。平成17年に相続により申請地を取得しております。県道●●●●●線設置の際に残った残地であり、狭小な上に、県がコンクリート舗装を行っており農地には戻せないため、申請に至りました。位置図は資料18ページ、現況写真は資料19ページ右側になるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●●地区、●●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●●地区からお願いします。

林文夫委員

第10号ですけども、16日日曜日にされています。●●●ですけども、畑なんかは昔の畑です。ブドウの支柱がありますけども、山林になってましたので、よろしくをお願いします。

第11号ですけども、11号は耕作道としてその部分だけ拡張してありましたので、見ても分からなかったんですけど、経営しないようにしたんだと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

大塚ノブ子委員

第12号についてご報告致します。私たち6月15日に現地確認を行いました。資料、位置図のほう14、15ページを見ましても、資料の写真を見ましても、どこから見ても大きな立木が生えて、到底、元の状態には戻れないだろうと私たち判断しました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から説明をお願いします。

戸田修治委員 第13号について、現況ビニールハウスで、トラクターや田植機とか資材置場になっております。特に問題ないかと思えます。

第14号議案については、非常に狭小で、のり面の上で太陽光の間にある狭いところですので、しょうがないと思えます。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第10号から第14号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、それでは、議案第10号から第14号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号から第14号を原案のとおり認めることと致します。

日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第15号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 今月の4条の案件は1件ございまして、面積にして8.57㎡の1筆です。それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書は5ページでございます。

会長提出議案第15号、地区番号3、受付年月日、令和6年5月31日。申請人、●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●番。台帳地目田、現況地目畑、地積2,221㎡のうち8.57㎡。転用目的は営農型太陽光発電設備、工事着完予定年月日は令和6年7月20日から令和9年7月19日。農地区分は第1種農地です。資料と致しましては20から21ページで、位置図を20ページの左側に掲載しております。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●の南東約220mに位置しており、宅地及び道路、水路に隣接しています。令和3年7月19日付で、令和6年7月19日までの期間で営農型太陽光発電設備としての一時転用の許可を受けていた申請地について、3年間の期間延長をするための申請です。

太陽光パネルの下部の農地の営農状況につきましては、本来であれば営農計画の収穫量を下回っていれば期間延長ができず、太陽光発電設備を撤去して農地復旧しなければならないことになっているんですが、レモンの作付をしているものの収穫に至っていない状況です。この理由として、当初許可を

受けてから太陽光発電設備の設置工事を行い、その後レモンを植えたのですが、それは令和3年7月に許可を受けて、レモンを植えたのがもう令和4年になっていたということで、現在までで2年半ほど経過しているんですが、レモンを収穫できるのが植え付けてから三、四年経ってからということで、当初の想定よりも生育が遅れてしまっているということでした。

今後の営農については、申請の添付書類のうち「知見を有する者の意見」としてアドバイスをもらっている、●●の認定農業者の●●さんという方がいらっしゃるんですけど、その方に手伝ってもらいながらレモンを育てていくそうです。

また、半年ほど前に香川県の転用の担当者の方に現場確認をしてもらったときがあるんですけども、レモンの生育状況は確かに思わしくないんですが、耕作放棄をしているわけでもなくて、営農の改善ができるような計画で次の申請が出てくるようであればパネルの撤去までは今のところ考えてはいないということでご意見を頂いております。地元土地改良区及び水利組合の同意を得ており、申請地は第1種農地ではありますが、一時転用であることから不許可の例外に該当しています。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

大塚ノブ子委員

第15号についてご報告致します。私たち6月15日に現地確認を行いました。これは営農型太陽光発電設備です。田の面積が2,221㎡、そのうち太陽光発電の設備が8.57㎡だそうです。下に植えられているレモンの木、半年前に県の指導を受けたのであれば、もう少し管理をよくしてほしいと思います。草がいっぱい生えて、あの土地では、花崗土そのままの状態なんです。あれではレモンの木は大きくなりません。もっと土作りをして、草の管理をして、それからレモンの木を生長させてください。2年半、3年では実はならんと思います。私たち駄目だなと判断したんですけど、それでは●●さんに悪いのかな。あれではいかんと思います。そういう判断をしました。よろしくお願い致します。

指導を受けとるんでしょう。そうしたらちゃんと。

事務局

県の指導については、この●●さんのところだけじゃなくて、全国的に、営農型が始まってからもう何年か経って、更新の時期が来たにもかかわらず耕作放棄しとるようなところが全国的にたくさん出てきており、県の人々が抜き打ちで検査をせないかんようになったんです。そのときに、僕と県の担当者の方と一緒に2人で現場を見て回ったんですけど、そのときにこういうことを言われよったというだけで、●●さんに直接、県の人々が指導しに行ったわけではないんです。

大塚ノブ子委員	そうしたら、県の人意見を、市の農業委員会が聞いとるんでしょ、。
事務局	そうです。
大塚ノブ子委員	そうしたら、どうしてそれを●●さんに伝えんのですか。あのままで、ね、●●さん、感心せんね。●●さんもね。
事務局	ちょっと、確かにその時点で、営農に関して、市のほうから改善するように指導をできてなかったことについては、申し訳ございませんとしか言えないんですけど。
大塚ノブ子委員	もっと厳しく指導してください。皆さんのお手本となるようなやり方を見せてほしいんです。
事務局	例えばですけど、例えば進達を保留して、土作りというか、地元の委員さんが見て納得できるレベルにレモンの営農の環境を整えてくれないと進達できないですよみたいな、進達保留みたいな判断でよろしいんでしょうか。どうでしょうか。
大塚ノブ子委員	それと、レモンの木も枯れてなくなるところもあるんですよ。それもそのまま放ってある。あれでは私、どう見てもね。
事務局	取りあえず。
大塚ノブ子委員	もう少し。
事務局	進達を保留した場合は、何か月以内とかってあるんですか。
事務局	本来であれば、農業委員会の業務として、進達の業務は受付をしてから20日、だけん、いつも月初めに受付して20日に定例会が進達、20日に進達するというのでいっていますので。 ちょっと整理させてください。考えを整理させてください。
事務局	今の話を受けて、ちょっとやっぱり私も今ちょっと、はっきり言うて、農業委員会としてこちらのほうにお伺いさせていただいて、そういう意見があったということを伝えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願います。
大塚ノブ子委員	はい。もう少し誠意のあるやり方を示してほしいと思います。

眞田幸雄委員 ちょっと構わんですか。教えてもらいたいんですけど、これ●●さんがレモン植えとるの。

事務局 そうです。これ●●さんが今1人でレモンを育てていっている状況です。

眞田幸雄委員 太陽光はどこか違う業者がしているのか。

事務局 これ4条申請なので、太陽光を設置したのはそういう太陽光の業者かもしれませんが、所有権は●●さんが持っていて。

眞田幸雄委員 でも、●●さんがそこと借地契約か何か結んでるんじゃないですか。そうじゃなかったら、上に太陽光のパネルの設置ってできんじゃないですか。

事務局 ●●さんの土地に●●さんが太陽光を載せている。

眞田幸雄委員 自分で建てとるの。

事務局 そうです。4条なので、自分の土地を転用する。

眞田幸雄委員 2, 221㎡の太陽光のパネルを自分でこれ設置して、その下に。

事務局 そういうことです。自分で太陽光を設置して、自分でレモンを育てる状況です。ほだけん、太陽光パネルの所有権とかというの、経産省のほうに提出しているFITの認定なんかも●●さんの名前で、個人の名義で権利を取得というか認定を受けてやっている状況です。

眞田幸雄委員 それと、この4条で、図面を見てると、こういう営農型でしてるのはいいんですけど、要はこの8.57㎡がどうかという話なので、それと引込みとかいろいろあると思うんですけど、その分の詳細がなければ、これだけの面積、どこがそうかというのは、これではさっぱり分からないと思うんです。

事務局 今皆さんにお配りしている資料の中では、まず平面図は真上から見た図で、パネルの枚数や位置は分かるんですけど、このパネルに対して支柱がどこにあるかがまず分からないですし、横断面図、横から見た断面図を見ても、支柱が地上部分しか写ってないというか、アンカーが地面に刺さっている様子も分からないので、それを資料で分かるようにしてほしいということですよね。

眞田幸雄委員 いや、現地確認する方が、それがなかったら何を見ていいのか分からないと思います。

事務局 ちよつとこれについては、この図面を作っている行政書士であったり申請事業者に対して、今回これが出てきてしもうとるんですけど、今後、更新であったり新規であったり、営農型をするときはそのら辺の、地中に入っている状況とか支柱の真上から見た平面図での位置なんか分かるような図面にしてくださいということで、事務局のほうから指導してまいります。

池田幸嗣委員 そもそもこのレモンはこういう、半日影になっていますね。日照時間が短いのに、レモンってできるのか、そもそも。それがちよつと気になって。最初の申請したときのレモンというのが、それがそもそも、そういうふうに設定したほうが間違うとるんかなと思って。

眞田幸雄委員 市内でもほかにレモンはあるな。

事務局 さぬき市でレモンをしよるところは、この●●さんのとこだけなんです。

大塚ノブ子委員 ●●さんもしよる。

事務局 営農型でしよるところ。●●さんはブドウがメインやけどレモンもされよると思うんです。

事務局 ●●の奥は。

事務局 ●●はブルーベリーです。●●も●●もブルーベリーです。
レモンが太陽光の下でできるかどうかというのに対して、専門的な知識を僕も持っているわけではないんですが、一応、営農計画を立てるときに「知見を有する者の意見」というのがついてきとって、それにレモンを作つとる●●さんが、この計画でこのぐらい取れると思いますというふうな計画を出してきていて、出してきていたんですけど、●●さんがその計画どおりにできなかったということです。それを受けて●●さんも現場を見て、私も手伝いますという話になったということです。

議長（会長） 何を基準にするんか分からんのやけど、普通、水田だったらその3割減とかまでかな、元の収量の。

事務局 太陽光がなかった場合に想定される収量のおおむね2割減ぐらいの計画を立てて、それより下回つとったら更新できませんよというのがそもそも営農型太陽光発電の制度の決まり事なんです。8割ということです。

議長（会長） それを出して、今度更新する場合に、してなかったらもう駄目ですよというふうな話にはなりません。

大塚ノブ子委員　それと、太陽光を設備して、レモンを植えたのは1年後になつとるの。今、説明を聞いてとつたら。

事務局　令和3年7月に許可を受けて、その後、太陽光の設備をまずつけていくじゃないですか。その太陽光を設置して終わってからレモンを植えました。それがもう年明けて令和4年になってしもうとつたけん、今が令和6年6月なので、大体2年半ぐらい経過しているところです。

議長（会長）　毎年出さないかんの。

事務局　これは3年に1回。

議長（会長）　いや、これだけ取れましたというのは。

事務局　あれ毎年1回出すな。太陽光の報告は毎年1回やな。
そうですね。毎年報告せないかんです。

議長（会長）　ということは全然してないんやな。収穫してないんやけん。

事務局　そうですね。そもそも申請時点の計画では、令和3年にすぐ植えて、3年たったら収穫できるという計画で出してきたにもかかわらず、そもそも植えたのも遅うなったしというので、もう現実、収穫できていない状況です。

議長（会長）　判断はめんどいな。いかんとも言えず。通さんというわけにいかず。

事務局　多分、香川県ではまだ撤去命令まで行った事例というのではないと思うんですけど、一応、事務処理要領とか、太陽光発電の決まり事からいって。さっき言った、下回とつたら撤去して普通の農地に戻しなさいよという前提で最初に許可を出しとるはずなので、なんですけども、一応、県の担当者の人に見てもらって、パネルの撤去までの命令を出すほどではないかなという。

議長（会長）　要は、県が言うのは、何もしてない、耕作放棄しとつたらいかんというのは県の今の指導や。

事務局　そういうことですね。

議長（会長）　収量になるまでの指導はしてないというわけや。

事務局　そうです。ただ、さぬき市農業委員会で、地元の委員さんとしては、やっぱりもうちょっとちゃんとしてほしいよと。

大塚ノブ子委員 その●●●か●●●かでブルーベリーを作りよる人は、きちんと収量が取れよるんですか。

事務局 ブルーベリーは、最近、●●のほうを見に行ったんですけど、結構できてました。

議長（会長） その下で水稻を作つとるのがあるやろ。全然あれは、2割減というか半分できるかできんかやと思うんやけど、米の場合はそこだけを測るわけじゃない、全部してこんだけありましたというたら。

事務局 計画通りにできているという報告書が来てますよね。

議長（会長） ここだけが取った分ですではない。ほやけん、厳密に言うたら、ほんまはそれもいかんのやけど。

大塚ノブ子委員 現実にはレモンの木を植えて、それが生長していきよるんやから、まあよしとして、委員会のほうから厳しく指導してください。で、今度の3年後の書き換えのときにまた現状を見て、それが悪かったら判断してください。

事務局 そうしたら、条件つきみたいな形で。で、嚴重注意というか。

大塚ノブ子委員 ●●さん、いいですか。

池田幸嗣委員 はい。

議長（会長） それでは、4条案件については、条件つきで認めることとしてよろしいですか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第15号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

次に、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第16号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局 今月の5条の案件は1件ございまして、面積にして671.73㎡の3筆です。議案書6ページからでございます。

会長提出議案第16号、地区番号3、受付年月日、令和6年5月31日。

譲渡人、●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●●●●●●
様。申請地、●●●●●●●●●●番●他2筆、台帳地目、現況地目ともに
畑、地積671.73㎡。転用目的、貸資材置場、工事着完予定年月日、令
和6年8月1日から令和6年12月31日。権利は所有権の移転売買、農地
区分、第3種農地、用途区分、準工業地域。資料と致しましては22から2
3ページで、位置図を22ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●。●●●●●●●●●●の南東約400mに位置
しており、宅地及び道路、水路に隣接しています。譲受人は不動産業を営む
法人で、さぬき市での事業拡大のため、用途地域内で交通の便がよい貸資材
置場に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者
との意向が合致し、申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意
を得ております。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の
関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。

林文夫委員 16日日曜日に3人で参りましたので、資材置場として利用するにあたり
問題ないと思います。どうぞよろしくお願ひします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第16号につきまして質疑等が
ありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第16号につきましてお諮りします。議案第16
号について、異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第16号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致
します。

日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第17号を
上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の5番が●●
委員、15番から24番が●●委員、81番が●●委員の関係議案になり除
斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局から説明を求めます。

事務局 会長提出議案第17号について、ご説明致します。
農地の貸借についての説明で、議案書の7ページから10ページとなりま

す。

個人が4件、法人1件、中間管理機構27件の合計32件となっております。32件のうち新規16件、再設定16件となっております。32件のうち賃借権8件、使用貸借権24件となっております。

賃借権の内訳としまして、60,000円が1件、5,000円が2件、3,000円が1件、1,500円が2件、971円が1件、物納1件となっております。

期間は、10年11件、6年14件、5年2件、4年5か月1件、3年3件、1年1件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さんの案件を除いた75件についてご説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人36件、法人39件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権28件、使用貸借権47件となっております。期間は、10年37件、6年27件、4年5か月3件、3年8件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です

議長（会長）

説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等ある場合は整理番号を指定の上、ご発言ください。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の5番、15番から24番、81番を除く議案第17号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の5番、15番から24番、81番を除く議案第17号について原案のとおり認めることと致します。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である5番、●●委員の関係議案である15番から24番、●●委員の関係議案である81番の審議に入ります。

5番は●●委員も関係しておりますので、事務局長にあと進めてもらいます。

(●●委員、●●委員、●●委員、●●委員 退席)

事務局長

では、事務局から説明を求めます。

事務局	農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は12件で、使用貸借権12件となっております。期間は10年が12件となっております。利用内容については、水稻、麦、果樹類の作付となっております。 以上です。
事務局長	説明が終了致しました。質疑等はありませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
事務局長	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
事務局長	では、原案のとおり承認致します。 退席されている●●委員、●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。
	(●●委員、●●委員、●●委員、●●委員 着席)
議長(会長)	日程第7 農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第18号から第23号までを一括上程致します。 では、事務局から説明を求めます。
事務局	今回の農業振興地域整備計画変更の答申についてご説明致します。議案書の11ページをお開きください。 今回は農用地域からの除外が6件ございます。対象農地は10筆で、面積が3,088㎡です。 それでは、個別案件についてご説明させていただきます。 会長提出議案第18号、譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、申請地、●●●●●●●●●●●●番です。除外後の用途は、進入路、資材置場です。申請の位置でございますが、資料24ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●から北約720mに位置しております。 会長提出議案第19号、申請人、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番です。除外後の用途は宅地拡張です。申請の位置でございますが、資料26ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●から南東約210mに位置しております。 会長提出議案第20号、申請人、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番他1筆です。除外後の用途は宅地拡張です。申請の位置でございますが、資料28ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●から南東約570mに位置しております。

会長提出議案第21号、譲渡人、●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は分家住宅です。申請の位置でございますが、資料30ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●から南西約570mに位置しております。

会長提出議案第22号、譲渡人、●●●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は分家住宅です。申請の位置でございますが、資料32ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●●●から南約440mに位置しております。

会長提出議案第23号、申請人、●●●●●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他3筆です。除外後の用途は太陽光発電設備です。申請の位置でございますが、資料34ページ左側をご覧ください。●●●●●●●●から南西約590mに位置しております。

説明は以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については●●●●地区、●●●●地区、●●●●地区、●●●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●●●地区代表委員から報告をお願いします。

松岡浩二委員

第18号です。6月14日に現地確認に行きました。山林の伐採とか、あとはもう土砂の採取、それをもう始めようとしていますので、それに関する案件だと思います。特に問題ないと思います。

議長（会長）

続いて、●●●●地区、お願いします。

大塚ノブ子委員

第19号についてご報告致します。私たち6月15日に現地確認を行いました。行きましたら、測量した跡がうかがえる杭が打たれておりました。きちんと整地されて管理されておりました。後に農業用倉庫を建てられるそうです。よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

続いて、●●●●地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。

十川隆行委員

20号ですが、家の横で、最初の計画と若干ずれた残地みたいな形で残っています。よろしくお願ひします。

議長（会長）

続いて、●●●●地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。

戸田修治委員

第21号、22号について、分家住宅ということで、特段問題ないかと思ひます。

23号については、水田跡なんですけど、きれいに整備されておまして、特段の問題はないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第18号から第23号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

28ページのあれで、現況と地図が違うと。左側が公図の分で、右側が現況。ほだけん、実際は。

事務局 公図はこうなるとるんですが、現況はもうコンクリート畦畔をずっとしてしもうとるんです。だけん、現況と公図が違うという。28ページは公図上の色で、29が現況ということになります。ほんまは、28ページの甲の●●●の赤の縦の長方形の下がちょっとこないなとるでないかという話があるんですけど、ほんまはあそこが、現場はあそこにずっとまた真っすぐ畦畔が覆うような感じになっています。

議長（会長） ひょっと、これをする場合はまたここで分筆するかせないかん。

事務局 そうですね。そうなりますね。何かあれば。

議長（会長） それは後の話。

事務局 はい。

細川和美委員 23号はどなたがされよるんですか。

事務局 ●●さん本人が太陽光をすると。農振地域の農地を除外してする場合は4条の件になります。土地所有者の●●さんが自分で太陽光をするという場合。

議長（会長） 質疑等はございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようでしたら、それでは、議案第18号から第23号につきましてお諮りします。議案第18号から第23号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第18号から第23号を原案どおり認めることとし、香川県へ進達致します。

本日上程の議案については以上ですが、日程第8 その他で、事務局、何かございませんか。

事務局 ありません。

議長（会長） 農地集積専門員から何かございますか。

農地中間管理
機構
議長（会長）

ございません。

以上をもちまして、令和6年6月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議を頂き、お礼を申し上げます。

（ 2時38分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

・農業振興地域整備計画変更の答申について
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 10番

署名委員 11番

